

# 千代田区議会「全員協議会」設置要綱

令和元年5月28日 議長決裁

(目的)

**第1条** この要綱は、「千代田区議会全員協議会（以下「協議会」という。）」の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 協議会は、千代田区議会会議規則第125条第2項に規定する協議等の場とする。

(協議事項)

**第2条** 全員協議会において協議又は調整を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 区政の重要事項に関すること

(2) その他、必要なこと

(構成)

**第3条** 全員協議会は、全議員をもって構成する。

(会議)

**第4条** 協議会は議長が招集し、これを主宰する。ただし、議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

2 協議会は、議員定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。

(出席要求)

**第5条** 議長は、必要と認めるときは、区長その他関係者の出席を求めて、その説明、意見等を聴き、又は質疑を行うことが出来る。

(会議の公開)

**第6条** 協議会は、公開とする。ただし、協議会に諮り、非公開とすることができるものとする。

2 協議会の傍聴に関し必要な事項は、千代田区議会傍聴規則（平成13年7月9日議会規則第2号。以下、「規則」という。）を準用する。この場合において、規則の規定中「会議」とあるのは「協議会」と読み替えるものとする。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。